

平成17年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書

平成17年9月
法務省

総括表

平成17年9月1日現在

政策の名称	法令の立案制定・改廃へ反映	予算要求へ反映	機構・定員要求へ反映	備考
高崎法務総合庁舎新営工事	-		-	
伊丹法務総合庁舎新営工事	-		-	
宮崎法務総合庁舎新営工事	-		-	
島根あさひ社会復帰促進センター整備事業	-		-	
小田原少年院新営工事	-		-	
性犯罪者に関する多角的研究	-		-	
配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	-		-	
高齢犯罪者に関する総合的研究	-		-	

事前評価結果の政策への反映状況一覧表

平成17年9月1日現在

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
高崎法務総合庁舎新営工事	新営整備を計画している高崎法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、群馬県高崎市に法務総合庁舎（前橋地方検察庁高崎支部・区検察庁、前橋刑務所高崎拘置支所及び東京入国管理局高崎出張所）を整備するため、調査費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 事業費要求段階（平成18年度以降）に「事業の効果」まで含めて総合的に評価する予定である。</p>	
伊丹法務総合庁舎新営工事	新営整備を計画している伊丹法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、兵庫県伊丹市に法務総合庁舎（神戸地方検察庁伊丹支部・区検察庁及び神戸地方法務局伊丹支局）を整備するため、事業費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。</p>	事業期間：平成18年度から19年度(予定)
宮崎法務総合庁舎新営工事	新営整備を計画している宮崎法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、宮崎県宮崎市に法務総合庁舎（福岡高等検察庁宮崎支部、宮崎地方検察庁・区検察庁、宮崎地方法務局、宮崎保護観察所及び福岡入国管理局宮崎出張所）を整備するため、事業費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。</p>	事業期間：平成18年度から20年度(予定)
島根あさひ社会復帰促進センター一整備事業	新設整備を計画している島根あさひ社会復帰促進センターについて、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、島根県那賀郡旭町に島根あさひ社会復帰促進センターをPFI方式（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力を活用して行う手法）により整備するため、国庫債務負担行為を要求した。</p>	事業期間：平成18年度から37年度(予定)

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
		<p>【今後の予定】 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。</p>	
小田原少年院新営工事	<p>新営整備を計画している小田原少年院について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、いずれの観点からも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、神奈川県小田原市に小田原少年院を整備するため、調査費を要求した。</p> <p>【今後の予定】 事業費要求段階（平成18年度以降）に「事業の効果」まで含めて総合的に評価する予定である。</p>	
性犯罪者に関する多角的研究	<p>性犯罪者に関する多角的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 「必要性」：最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者への対応の在り方が大きな社会問題になっており、本研究を行う必要がある。 「効率性」：本研究は、実際に検察官として性犯罪者が犯した事件について捜査・公判の実務経験のある研究官を中心に、刑務官・保護観察官として性犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官も参加して行うものであり、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 「有効性」：本研究の結果は、我が国における性犯罪者の実情を多角的に把握し、処遇対策その他の施策を検討するための基礎的な資料となることが期待される。 以上の結果から、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、所要の経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者に関する多角的研究経費 平成18年度概算要求額 7,834千円 <p>(1) 研究期間 平成18年度の1か年計画</p> <p>(2) 研究内容 ア 国内の性犯罪者の実情を踏まえて、諸外国において実施されている処遇プログラムの内容、運用及びその効果等の実情調査、性犯罪者の再犯率、再犯予測及び性犯罪関連の法制度等についての海外実情調査を行う。（アメリカ・カナダ・イギリス・フランス・ドイツ・スイス） イ 現場の第一線で性犯罪者の処遇に携わる行刑施設の矯正職員及び保護観察官を一堂に集め、当所研究官及び海外からの招へい専門家と共に、現在行っている国内調査の分析結果等を踏まえ、「性犯罪者処遇問題研究協議会」を開催して性犯罪者に対する施設内処遇と社会内処遇の連携の在り方等について、研究・協議を行う。</p>	
配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	<p>配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 「必要性」：配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集めており、国として取り組むべき喫緊の課題となっている。どちらの問題も、その対応においては、被害者の保護とともに、加害者の更生のための指導が重</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、所要の経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究経費 平成18年度概算要求額 1,194千円 	

政策の名称	評価の概要	評価結果に基づく措置状況	備考
	<p>要であり、それに関連した調査研究を推進する必要がある。</p> <p>「効率性」: 当所には、当該研究に関する蓄積がある上に、矯正・保護の現場において、配偶者暴力や児童虐待の加害者を含む犯罪者の処遇実務に当たってきた研究官が配置されており、豊富な経験と知識を生かし、効率の良い研究を行うことができる。</p> <p>「有効性」: 本研究の成果は、報告書として刊行され、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料になるものである。</p> <p>以上の結果から、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>(1) 研究期間 平成18年度から平成19年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容 配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪等との関連等について、実態調査を行うとともに、加害者更生プログラムの企画・実践・評価等について蓄積を有する欧米諸国(アメリカ・カナダ・イギリス)の詳細な実情調査を実施し、加害者の更生に向けての処遇方法について多角的に検討を加え、新たな施策立案に資するための提言を行う。</p>	
<p>高齢犯罪者に関する総合的研究</p>	<p>高齢犯罪者に関する総合的研究について、「必要性」、「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。</p> <p>「必要性」: 最近の高齢受刑者の増加は、行刑施設における課題の一つであり、その処遇の在り方等を検討する必要性が認められ、その際の基礎資料として、当該研究を行う必要がある。</p> <p>「効率性」: 本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、行刑施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>「有効性」: 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の行刑施設における効果的な処遇を検討する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえることができる。</p> <p>以上の結果から、本研究は実施すべきであると評価できる。</p>	<p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》 本件評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、所要の経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢犯罪者に関する総合的研究 平成18年度概算要求額 1,494千円 <p>(1) 研究期間 平成18年度から平成19年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容 高齢受刑者自身に調査票を記入させる等の方法で、所内の生活に対する意識、犯行及び罪の償いに関する意識、将来の生活設計や不安感に関する意識などを記入させ、その調査をデータ化して分析し、さらに、対象となった受刑者の受刑状況について、各矯正施設に対しても調査を依頼し、その結果について分析を加える。</p> <p>また、これらの調査を踏まえて、全国の数か所の矯正施設に研究官等を派遣して行刑施設における高齢受刑者の現状を調査する。</p> <p>アメリカの社会内処遇を含めた高齢受刑者の処遇の実情等を調査してその原因等を分析する。</p>	